

ホッケー男子・女子日本代表チーム
ヘッドコーチ選任およびヘッドコーチ候補者選考に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本ホッケー協会（以下「この法人」という。）の競技力向上事業に係る男子日本フル代表あるいは女子日本フル代表ヘッドコーチの選任についての手順を定め、透明性及び公平性の確保に資することを目的とする。

(ヘッドコーチの選任)

第2条 ヘッドコーチの選任は理事会の決議をもって行うものとする。

(候補者選考)

第3条 理事会に提案するヘッドコーチ候補者の選考は、ヘッドコーチ候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）にて行うものとする。

(候補者推薦)

第4条 選考委員会にて審議するヘッドコーチ候補者は、推薦又は公募による。

(ヘッドコーチ候補者選考委員会)

第5条 選考委員会は、以下の各号で構成する。但し、ヘッドコーチ候補者の利害関係者およびヘッドコーチ候補者を除く。

(1) 男子ヘッドコーチ候補者選考委員

- ・ 専務理事
- ・ 強化育成本部長
- ・ ハイパフォーマンスディレクター
- ・ ハイパフォーマンスアシスタントディレクター
- ・ 男子トップカテゴリー強化育成部長
- ・ 強化戦略室室長
- ・ 国際部部長

(2) 女子ヘッドコーチ候補者選考委員

- ・ 専務理事
- ・ 強化育成本部長
- ・ ハイパフォーマンスディレクター
- ・ ハイパフォーマンスアシスタントディレクター

- ・ 女子トップカテゴリー強化育成部長
- ・ 強化戦略室室長
- ・ 国際部部長

2 選考委員会は、専務理事または理事会が必要と認めたときに設置および招集する。選考委員会の議長は、専務理事が務める。

3 選考委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員のなかで、委員の職位を兼任するものは、その職位の数にかかわらず1票の議決権を有する。

5 選考委員会は、ヘッドコーチ選考に関する意見を理事会に具申する。

6 選考委員会は、必要に応じてオブザーバーを選考委員会に加えることができる。

(選考基準)

第6条 ヘッドコーチ候補者の選考基準は、次の各号とする。

(1) 豊富な指導経験: 選手やチームを指導した経験があること。チーム指導において的確な意思決定ができること。

(2) コミュニケーション能力: 選手、スタッフ、メディア、サポーターなどと円滑にコミュニケーションをとり、チーム全体を統一できる力があること。協調性があり、課題を共有できる能力があること。

(3) 専門知識と戦術理解: ホッケー競技における専門的な知識と戦術的な理解があること。試合やトレーニングにおいて最適な戦術を選択でき、選手たちへの的確に指導ができること。

(4) リーダーシップスキル: チームを鼓舞し、方向性を示すリーダーシップがあること。プレッシャーの中でも冷静に指揮を執り、選手たちを統率できること。

(5) 選手個々の特徴理解: 選手一人ひとりの特徴や能力を理解し、最大限に引き出すための方法を知っていること。個々の選手に適したアプローチを提供できること。

(6) 戦略的な視点: 長期的かつ戦略的な視点を持ち、将来の成績向上に向けた計画を立てられること。短期的な成功だけでなく、長期的な持続可能な戦略を構築できること。

(7) 柔軟性と適応力: 状況や相手チームの変化に対応できる柔軟性と適応力があること。急な状況変化にも臨機応変に対応し、最善の結果を出すように尽くせること。

(選考手順)

第7条 ヘッドコーチ候補者の選考は、次の各号による。

(1) 推薦による場合

選考委員会の審議により候補者を選考し、理事会に提案する。

(2) 公募による場合

(1) で推薦される者がいない場合は公募を行い、以下の手順により理事会に候補者を提案する。

- ア) 第一次審査は、書類審査および面接審査など、候補者の資質を十分に評価の上、委員会の審議を経て候補者を5名以下に選考する。
- イ) 第二次審査は、前号の候補者の内から第1候補者1名、必要な場合は第2候補者1名の最大2名を選考する。
- ウ) 審査の過程において妥当であると認める場合には、前各号の手続きを省略することができる。

(就任折衝)

第8条 代表理事または代表理事が指名した業務執行理事(以下「折衝責任者」という。)は、理事会が選任したヘッドコーチ候補者にヘッドコーチ委嘱に関する条件を提示し、ヘッドコーチ就任に関する折衝を行う。

- 2 ヘッドコーチ就任折衝の優先順は第1候補者、第2候補者の順とする。
- 3 代表理事が折衝責任者を指名する場合、選考委員会は指名に関し意見を具申することができる。
- 4 ヘッドコーチ就任折衝の結果、ヘッドコーチ候補者がヘッドコーチ委嘱に関する契約書や諸条件等を理解し合意に達したとき、この法人とヘッドコーチ候補者はヘッドコーチ就任に関する契約書を締結する。

(規程の改廃)

第9条 この規程は、理事会の決議により改廃することができる。

附則

- 1 この規程は、2024年5月28日から施行する。